

寒川町教育委員会 1 月定例会議事日程

令和 6 年 1 月 1 9 日（金）

午後 1 時 3 0 分

東分庁舎第 3 会議室

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

小 川委員 大 森 委員

3 教育長報告

4 社会教育施設報告

① 公民館報告（資料 1）

② 総合図書館報告（資料 2）

5 委員報告

6 協 議

7 議 事

議案第 1 号 寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正
について

議案第 2 号 寒川町学校運営協議会規則の一部改正について

議案第 3 号 教育委員会事務局職員の人事について

8 そ の 他

9 閉 会

令和5年度 公民館事業実績 (12月分)

★印は新規事業

資料 No. 1

施設名	講座名	年代	日時	募集 人数	申込人数		参加人数		延べ 人数	参加率	結 果 ・ 評 価
					男	女	男	女			
センター	だがしや楽校	全年代	12月9日(土) 13:30 ～ 15:30				100	200	300	-	リストバンドを渡して来場者をカウントしたが、250人分しか用意がなく計測不能となった。材料に限りのあるブースは、1回体験後に再度並んでもらうことにしたが、分かりにくいとの声もあった。来場者数が毎年増加しているため、次年度は事前抽選も検討する。
	歴史講座「幕末維新の新史資～幕末3大企画・だから歴史は面白い！」	成人期	12月10日(日) 13:00 ～ 16:00	30	19	11	18	11	29	97%	第1部・桜田門外の変、第2部・近藤長次郎のテーマごとに別の講師が講義を行い、第3部は両講師の対談の予定であったが、途中で様々な質問や意見が飛び出し、受講者を交えた活気ある討論会となった。予定の3時間を超えたが、全員が最後まで受講した。
	ママとベビーのふれあい体操	成人期	12月14日(木) 10:30 ～ 11:30	10			3	7	10	100%	参加した母親たちは、体を動かす機会があまりないため参加した、久々に運動ができたと回答し、運動不足解消を目的としていた。内容については全員が良かったと回答したが、今回から日程を12月に変更したためか、2日目の申込者がなく中止とした。
			12月20日(水) 10:30 ～ 11:30	10						中止	
	お正月準備講座	成人期	12月16日(土) 13:30 ～ 16:00	10	0	7	0	7	7	70%	約1時間の講義の後、大福茶の試飲、お年玉袋と略式門松作成、お屠蘇式を行った。講義は正月の由来、しきたり、東西による違い等の内容であった。毎年実施している講座であるが従来どおりの内容で、新規参加者は1名のみであった。
	★ジャズ&カントリー・コンサート	成人期	12月17日(日) 13:00 ～ 15:30	400			116	191	307	77%	コロナの影響もあり7年ぶりの開催となったが、ジャズとカントリーのスタンダードナンバーを多くの来場者が楽しんでいた。複数バンドによる本格的な生演奏を無料で聴けるコンサートは、公民館事業では当公演だけであるため、次年度に再度実施したいと思う。
	子ども茶会	青少年期	12月27日(水) 10:00 ～ 12:00				5	10	15	280%	定員10名に対して40名を超える申し込みがあり、講師と協議して午前のクラスを追加した。4年ぶりの実施となったが、ここまでの人気は予想できなかった。1年生から参加可であるため、高学年限定の講座に比べると、講師や補助者の負担が大きかったと感じた。
			12月27日(水) 13:30 ～ 15:30	10	12	32	4	9	13		

施設名	講 座 名	年代	日 時	募集 人数	申込人数		参加人数		延べ 人数	参加率	結 果 ・ 評 価
					男	女	男	女			
北部	クリスマスピアノコンサート (生涯学習推進員事業)	成人期	12月3日(日) 14:00 ～ 15:30	80			15	77	92	115%	トークも交えたピアノ演奏が楽しく、アンコールもあって素晴らしいコンサートとなった。素敵な演奏が聴けて良かった、生で聴くことができ心が豊かになった、素敵な曲に感動した、来年も楽しみにしていますなど、来場者から多くの好評価の感想があった。
	ほくぶくらぶ③ 「気になるスポーツ太極拳」 (生涯学習推進員事業)	高齢期	12月13日(水) 10:00 ～ 13:30	15	0	8	1	10	11	73%	公民館サークルのメンバーも参加し、受講者の周囲に「動く見本」を配した講習風景となった。自分の体の重心を知ること、無理のない日常生活を送ることが今回のポイントであった。難しかったとの感想もあったが、楽しかったの満足の声が添えられていた。
	クリスマス軽量樹脂粘土教室	青少年期	12月16日(土) 13:30 ～ 15:30	14	6	9	6	9	15	107%	粘土でツリーを作って星などの飾りをつけた。様々な色を混ぜて別の色の粘土を作る作業が子どもたちには楽しそうだった。かわいいクリスマスツリーができてうれしかった、思ったよりもきれいにできた、楽しくて面白かったなどの感想があった。
	バルーンで遊ぼうwithおはなし図書館	幼児期	12月17日(日) 13:30 ～ 15:30	14	6	7	5	6	11	79%	おはなし図書館とのコラボで実施した。前半に紙芝居と読み聞かせ、後半にバルーンでクリスマスリースを作った。親子で協力しながら、かわいいリースを完成させた。難しかったけどうまく作れて楽しかった、優しく教えてくれてありがとうなど好評だった。
	お飾り作り教室 (生涯学習推進員事業)	成人期	12月23日(土) 9:30 ～ 12:30	18	2	16	2	16	18	100%	講師夫婦と生涯学習推進員が丁寧に指導し、参加者全員が素敵なお飾りを完成させた。今年は天候の関係で藁が短く参加者は苦勞していた。毎年続けてほしい、素敵なお飾りが作れて良かった、親切指導で感謝ですなどの感想が寄せられた。
	集会室開放事業 (卓球・バドミントン)	青少年期	12月 利用のない時間帯				0	6	6	－	利用のない時間帯、青少年を対象に集会室を開放
	敬老室開放事業(囲碁・将棋)	高齢期	12月 13:00 ～ 17:00				0	0	0	－	毎日午後、高齢者を対象に敬老室を開放
	親子サロン	幼児期	12月 9:00 ～ 12:00				1	3	4	－	毎日午前、未就園児とその保護者に敬老室を開放
	学習コーナー	全年代	12月 9:00 ～ 17:00				1	6	7	－	毎日午前午後、全世代を対象にロビーの一部を開放

施設名	講 座 名	年代	日 時	募集 人数	申込人数		参加人数		延べ 人数	参加率	結 果 ・ 評 価
					男	女	男	女			
南部	そば打ち体験教室	成人期	12月2日(土) 9:30 ～ 14:00	12	6	6	6	6	12	100%	今回は40代の参加者が5名で女性も6名参加し、当講座の認知度が増した感があった。参加者は、そば粉、つなぎ粉の配合割合や水分量の確認の重要性を学び、自分で体験した。様々な工程を知り、そば打ちへの興味が一層高まったようだった。
	親子でクラフト教室⑨	幼児期	12月4日(月) 10:00 ～ 10:30	12	5	15	5	13	18	150%	台紙に緑の色紙で作った三角形のもみの木を貼り、サンタのシールを貼ってクリスマスツリーを作った。1歳児からでも親と一緒に楽しめるクラフトになったと思う。クリスマスツリー作りを通じて、親子の絆が深まればよいと思った。
	おはなし広場幼児	幼児期	12月4日(月) 10:30 ～ 11:00		5	15	4	12	16	-	読み聞かせボランティアによる事業
	関東大震災 寒川の被害と復興	成人期	12月10日(日) 10:00 ～ 11:30	20	6	6	5	3	8	40%	展示資料ごとに解説があり、活発な質問のやりとりもあった。普段は入ることのできない収蔵庫も見学させてもらい、資料の原本を見ることができ、資料保存の重要性や作業の大変さも知ることができ、文書館での講座の意義を強く感じた。
	クリスマスひろば	幼児期	12月16日(土) 10:00 ～ 11:00	60	26	59	26	61	87	145%	読み聞かせボランティアの紙芝居を見たあと、コーナーごとのゲームを楽しんでもらい、最後にクリスマスソングを歌って終了した。多くの親子連れがゲームを楽しんでいた姿が印象的であった。短い時間ではあるが、親子が触れ合う時間になったと思う。
	南部サロン	成人期	12月11日(月) 12月25日(月) 10:00 ～ 12:00				6	19	25	-	毎月第2・第4月曜日午前、公民館ロビーを集いの場とし、職員・地域住民との親睦を深める
	集会室開放事業(バドミントン)	青少年期	12月 13:00 ～ 17:00				14	15	29	-	毎週火曜日午後、青少年を対象に集会室を開放
	敬老室開放事業(囲碁・将棋)	高齢期	12月 13:00 ～ 17:00				97	0	97	-	毎日午後、高齢者を対象に敬老室を開放
	南部ほっとオアシス	幼児期	12月 9:00 ～ 12:00				0	0	0	-	毎日午前、未就園児とその保護者に敬老室を開放
	学習コーナー	全年代	12月 9:00 ～ 17:00				9	25	34	-	毎日午前午後、全世代を対象にロビーの一部を開放

令和5年度公民館事業予定（2月）

○町民センター

◆あなたのおススメ！レコード・CD持ち寄り鑑賞会

日 時：2月3日（土）午後1時～3時30分

対 象：町内在住・在勤者 15名

講 師：今井静二（湘南さむかわラジオ代表）

◆星空講習会

日 時：2月4日（日）午前9時30分～11時

対 象：町内在住の小学4～6年生 20名

内 容：観察会の前に星空や天体について学ぶ

講 師：広瀬洋治（アマチュア天文家）

◆ホールでグランドピアノを弾こう！

日 時：2月4日（日）、5日（月）、6日（火）午前10時～午後6時

6日は午後4時50分まで、1団体連続使用2時間まで

対 象：町内在住・在勤者 1団体5名まで

参加費：1時間1,000円

◆星空観察会

日 時：2月17日（土）午後6時～7時30分（予備日・2月18日）

対 象：町内在住の小学生とその保護者 20組

内 容：月、木星、冬の星座観察

講 師：広瀬洋治（アマチュア天文家）

○北部公民館

◆おはなし図書館

日 時：2月3日（土）午前10時30分～11時

対 象：町内在住の幼児～小学校低学年（親子の参加も可）5組

内 容：絵本と紙芝居の読み聞かせ

◆そば打ち教室

日 時：2月21日（水）午前10時～午後1時

対 象：町内在住・在勤者 6名

内 容：初心者向けのそば打ち体験

講 師：小林信幸（そば打ち愛好会代表）

参加費：700円（材料費）

◆メنزクッキング教室

日 時：2月25日（日）午前10時～午後1時

対 象：町内在住・在勤者 12名

内 容：花菊シュウマイ、白菜の甘酢漬け、具だくさん味噌汁、コーヒーゼリー作り

講 師：寒川食育サポート

参加費：600円（材料費）

○南部公民館

◆親子でクラフト教室

日 時：2月5日（月）午前10時～10時30分

対 象：町内在住の幼児と保護者 6組

内 容：おひなさま作り

参加費：100円（材料費）

◆おはなし広場幼児

日 時：2月5日（月）午前10時30分～11時

対 象：町内在住の幼児と保護者

内 容：絵本と紙芝居の読み聞かせ

◆子どもガラスサンドアート体験教室

日 時：2月24日（土）午前10時～11時30分

対 象：町内在住の小学生 10名

内 容：色のついた砂でオリジナル置物作り

講 師：新井智栄（日本サンドペインティング協会認定資格者）

参加費：500円（材料費）

◆おはなし広場小学生

日 時：2月24日（土）午前11時30分～12時

対 象：町内在住の小学生

内 容：絵本と紙芝居の読み聞かせ

＝本との出会いが始まる＝

図書館月報

No. 206 R6(2024). 1. 10

寒川総合図書館



教育委員会定例会

 ←環境課との共催展示
 「せまる地球温暖化！」の様子

◎令和5年度図書館利用状況・12月（2023.12.1～2023.12.31）

日	曜	来館者数(人)				貸出点数(点)				行事等
		北部	南部	総合	合計	北部	南部	総合	合計	
1	金	17	27	473	517	10	15	537	562	土曜日おはなし会/ジュニア司書活動 おひぎにだっこのおはなし会
2	土	13	38	728	779	14	31	1,217	1,262	
3	日	57	23	661	741	63	17	1,174	1,254	
5	火	23	26	496	545	14	16	678	708	出張わらべうた
6	水	20	27	506	553	16	14	672	702	
7	木	10	21	453	484	7	1	499	507	
8	金	18	22	445	485	10	18	575	603	土曜日おはなし会 ジュニア司書活動
9	土	14	31	684	729	10	5	1,189	1,204	
10	日	17	29	677	723	6	13	1,157	1,176	
12	火	14	31	473	518	6	31	607	644	土曜日おはなし会 図書館まつり/ジュニア司書活動
13	水	21	55	520	596	24	31	779	834	
14	木	31	25	480	536	6	13	620	639	
15	金	13	29	532	574	3	22	445	470	土曜日おはなし会
16	土	38	47	632	717	16	30	1,036	1,082	
17	日	32	37	1,742	1,811	11	34	1,412	1,457	
19	火	25	34	514	573	6	14	766	786	土曜日おはなし会
20	水	15	61	433	509	8	23	569	600	
21	木	17	27	452	496	5	13	586	604	
22	金	11	50	445	506	6	22	441	469	土曜日おはなし会
23	土	22	21	626	669	10	6	1,221	1,237	
24	日	26	36	549	611	11	27	936	974	
26	火	8	29	577	614	0	30	889	919	おひぎにだっこのおはなし会
27	水	13	46	573	632	5	14	901	920	
28	木	29	23	633	685	20	16	1,020	1,056	
24	日開館※	504	795	14,304	15,603	287	456	19,926	20,669	登録者 17,515人※(前月比 98人)
一日平均		21	33	596	-	12	19	830	-	1日平均 4人登録
昨年同月比		- 112	+ 73	- 1,564	- 1,603	- 31	- 13	- 1,208	- 1,252	(町人口48,545人 2023.4.1)

※分室は 24 日開室

◎令和5年度年度利用状況（2023.4.1～2023.12.31）

月	開館日	来館者数(人)				貸出点数(点)				総合図書館 貸出点数(一日平均)(点)	備考
		北部	南部	総合	合計	北部	南部	総合	合計		
4	26	644	781	16,564	17,989	323	444	22,214	22,981	854	
5	26	620	766	16,690	18,076	303	481	21,020	21,804	808	
6	20	644	949	14,680	16,273	306	643	17,986	18,935	899	
7	27	674	906	20,038	21,618	408	539	23,550	24,497	872	
8	27	821	983	22,830	24,634	409	567	25,559	26,535	947	
9	15	429	558	11,215	12,202	261	338	14,086	14,685	939	
10	23	520	845	12,740	14,105	303	360	18,857	19,520	820	
11	26	500	887	14,195	15,582	383	522	20,157	21,062	775	
12	24	504	795	14,304	15,603	287	456	19,926	20,669	830	
計	214	5,356	7,470	143,256	156,082	2,983	4,350	183,355	190,688	9 ヶ月分	
一日平均		24	34	669	-	14	20	857	-		

※分室は 219 日開室

◎年度別の利用状況（2014.4.1～2023.12.31）

	総合図 開館日	来館者数(人)				貸出点数(点)				備考
		北部	南部	総合	合計	北部	南部	総合	合計	
2017	308	12,510	13,778	265,084	291,372	7,031	8,398	332,911	348,340	
年度	一日平均	40	44	858	-	23	27	1,077	-	
2018	310	10,852	15,448	290,165	316,465	5,604	8,840	336,432	350,876	
年度	一日平均	35	49	936	-	18	28	1,085	-	
2019	288	9,889	13,398	289,245	312,532	5,504	8,112	305,597	319,213	
年度	一日平均	34	46	1,004	-	19	28	1,061	-	
2020	246	6,173	8,276	182,904	197,353	3,305	5,565	237,984	246,854	
年度	一日平均	25	34	744	-	13	23	967	-	
2021	308	7,906	10,594	220,907	239,407	5,043	7,064	312,732	324,839	
年度	一日平均	25	34	717	-	16	23	1,015	-	
2022	306	7,817	10,247	211,858	229,922	3,894	6,505	277,814	288,213	
年度	一日平均	25	33	692	-	13	21	908	-	
2023	214	5,356	7,470	143,256	156,082	2,983	4,350	183,355	190,688	
年度	一日平均	24	34	669	-	14	20	857	-	
開館	4,888	118,639	128,912	4,584,348	4,831,899	69,095	77,831	6,253,246	6,400,172	
累計	一日平均	36	39	938	-	21	24	1,279	-	

総合図書館の来館者数・貸出点数は開館(2006年11月3日)から集計。

分室の来館者数・貸出点数はサテライト化後の2012年10月1日から集計。

＝令和5年度総合図書館事業実績（12月）＝

I. 寒川総合図書館

1. 図書館行事

(1) 展示

区分	展示名	期間	当月 開始	展示冊数 貸出冊数	目的・総評
YA	#ちょこっと美術のつぼ	10/6(金)～ 1/9(火)	-	131 1月終了	絵画だけでなく、イラストや漫画、絵本など様々なジャンルの美術関連書籍を展示し貸出促進を図る。どのジャンルも貸出が伸びている。男性の利用者がよく見ている。
YAミニ	いとをかし POP'nだ～なくん第18号コラボ展示	12/5(火)～ 2/4(日)	○	53 2月終了	2024年の大河ドラマの主人公・紫式部にちなみ、平安時代の歴史や和歌などを展示し、日本の古典文学に興味を持ってもらうとともに貸出促進を図る。年末にかけ貸出が伸びてきている。
絵本 小規模企画	クリスマス	12/2(土)～ 12/21(木)	○	273 419	図書館まつりのテーマでもあるクリスマスに合わせ、イベントの参加を促進するとともに貸出に繋げることを目指す。貸出が伸び、まつり当日にはほとんどが貸出されていた。
	絵本でおなかいっぱい	12/23(土)～ 1/11(木)	○	168 1月終了	年末年始の特別な食べ物の絵本を展示することで季節を感じてもらい貸出促進を図る。子どもが好きなふだんの食べ物も併せることで、補充が必要なほど貸出が伸びている。
CD	テレビ・映画で聴いた音楽	10/6(金)～ 12/14(木)	-	35 50	テレビや映画で使用された幅広い年代・ジャンルのCDを集め、多くの利用者の興味を引き貸出を促進する。年配の利用者が懐かしがって借りていく様子が見られた。
	落語 笑う門には福来る	12/16(土)～ 2/14(水)	○	20 2月終了	冬におすすめの落語や寄席の気分を味わえるような出囃子のCDなど、年末年始に関心が集まると思われる展示を行い貸出促進を図る。年配の利用者を中心に貸出がある。
複合	ひと棚図書館	12/2(土)～ 1/31(水)	○	190 1月終了	スペースを12に分け、それぞれに異なるテーマで展示を行う。幅広い層に興味を持ってもらい、貸出に繋げる。ジュニア司書9名が参加しひとつの棚を担当。展示場所の問い合わせがあるなど、利用者からの関心の高さがうかがえる。
児童展示 ①	10分間、読書しよう！	11/18(土)～ 12/26(火)	-	62 135	町内の小中学校で行われている朝読書に使えるように、10分で読める本を中心に展示し読書の提案をする。貸出促進に繋げる。小学生を中心に貸出が伸びた。
児童展示 ②	食材を学ぼう	11/24(金)～ 12/10(日)	-	51 42	利用があまりない食材に関する資料を展示し、食育とともに利用促進を図る。興味をひいたようで、途中で資料を追加した。
	スタッフおすすめ！ むかしばなしの紙芝居	12/14(木)～ 2/13(火)	○	23 2月終了	タイトルが見つらく探にくい紙芝居を面出しで展示することにより、新しい紙芝居との出会いを提案し貸出促進を図る。表紙が見えることで興味をひき手に取っている利用者を見かける。
その他	めんどろな金の手続き	11/4(土)～ 12/15(金)	-	13 18	利用が少ない2階書架へ利用者を誘導するため、中階段前に新たな展示を設置。出入り口付近に設置したこともあり、貸出に繋がった。展示をきっかけに2階へ足を運ぶ利用者もいた。
	追悼展示 伊集院静さん	11/26(日)～ 12/10(日)	-	46 37	11月24日に亡くなった作家の伊集院静さんの追悼展示。『大人の流儀』シリーズなどで人気の作家。すぐに貸出があり、途中で追加して対応した。
	せまる地球温暖化！ 私たちの暮らしを見なおそう！ 環境課共催	12/1(金)～ 12/28(木)	○	27 10	地球温暖化防止の努力を促すパネルと併せて関連書籍を展示することで、さらなる関心を促し貸出に繋げる。2階に展示をすることにより、興味を持って利用する人が多くいた。

(2) おはなし会

名称	実施日	場所	参加人数、内容
おひざにだっこのおはなし会	12/3(日) 11:00～11:20	3階 会議室	2組(子ども2名、おとな2名)計4名 絵本雑誌「かもさんおやこのおさんぽ」など8点
	12/27(水) 11:00～11:20		3組(子ども3名、おとな3名)計6名 大型絵本「おしくらまんじゅう」など8点
土曜日おはなし会 (幼児、小学生向け)	12/2(土) 11:00～11:20	1階 児童コーナー	子ども18名、おとな10名、計28名 絵本「おふろ、はいる？」など5点
	12/9(土) 11:00～11:20		子ども14名、おとな5名、計19名 紙芝居「いーれーてー！」など4点
	12/16(土) 11:00～11:20		子ども9名、おとな8名、計17名 大型絵本「クリスマスのかくれんぼ」など4点
	12/23(土) 11:00～11:20		子ども13名、おとな5名、計18名 紙芝居「ゆきぐにからきたラッセルくん」など4点

(3) その他

ジュニア司書活動 (3～5期生)	12/2(土) 9:30～11:00	ひと棚図書館(12月2日(土)～1月31日(水)の複合展示)の展示設置。 飾りを作成し、資料と共に各自担当の棚に設置した。当日欠席者の棚が空いたため、参加者全員で「冬」をテーマに選書し展示を行った。参加者:6名
	12/10(日) 13:30～15:00	新春図書館福袋用の本の選書とチャーム作成(テーマとおすすめポイントを書いたもの)を行った。参加者のうち2名はふたつのテーマを決めて選書と準備を行った。参加者:3名
	12/17(日) 10:30～12:30 13:30～15:30	図書館まつりでのイベント補助。スタンプラリーのスタンプ係やミニゲームコーナー、かるた大会の読み手やビンゴ大会の手伝いなど。楽しみながら参加していた。参加者:午前2名、午後5名
第4回 図書館まつり 『サン・サン・サンタと図書館まつり』	12/17(日) 9:00～16:00	地域団体やボランティアと連携し、図書館の利用促進と新たな来館者増を目指し図書館全体でイベントを開催した。 【内容】おはなし会、ミニコンサート、各種ワークショップ、食品販売、福祉事業所作品販売、スタンプラリーなど 【参加団体】藤澤浮世絵館(ワークショップ)、ピーターパンクラブ(ワークショップと作品販売)、STUDIOトネリコ、NPO法人ともだち(福祉作品販売)、コール・アザレア(コーラス)、クロシェット(ハンドベル)、芋っぱ、こーくんキッチン、ブーランジェリーシュシュ、ozucafe(食品販売)、おはなし会ボランティア(おはなし会)
出張わらべうた (子育て支援センター共催)	12/7(木) 13:30～14:00	図書館スタッフが子育て支援センターに出向き、赤ちゃん向けのわらべうたや手遊びを行った。赤ちゃん向けの絵本やおはなしのへやについての質問があり、関心を持って聞いてくれた。参加者:8組(子ども8名、大人8名)

十進王国クイズラリー

期間:12月1日(金)～12月28日(木)
12月の問題(5類) 参加者:41人 「手芸の本はどのキャラクターの本棚にあるかな？」

図書館俳句ポスト投句状況

	お題	応募数(句)	状 況
10月	紅葉	41	3名で、佳作1句、入選2句、「現代俳句」1月号に掲載) 佳作句:『柿落葉軽き音してころがりぬ』吉田半夏生
11月	小春	43	
12月	熱燗	41	投句者10名

読書通帳配付状況

期間:12月1日(金)～12月28日(木)
大人用4冊、子ども用17冊 合計21冊を配付。

3. 図書館資料管理 督促状況

	延滞日数	督促対象	実施日	状 況
予約督促	3日以上	予約1件以上	毎週木曜・日曜	電話:66名(91冊)メール:35名(41冊)
第一次督促	30日	2023/11/1～11/30	12/24	ハガキ:18名(73冊)、メール:9名(38冊)
長期電話督促	60日	2023/10/1～10/31	12/22	電話:9名(31冊)
第二次督促	90日	2023/9/1～9/30	12/24	ハガキ:2名(6冊)
第三次督促	180日	2023/6/1～6/30	12/24	電話:1名(8冊)

Ⅱ. 分室 (1) 展示

区分	展示名	期間	当月 開始	展示冊数	目的・総評
				貸出冊数	
南部	ブックガイド！ 新しい本との出会い	10/13(金)～ 12/19(火)	-	100	小説や作家、絵本などを紹介するガイドブックを展示し新しい本との出会いを提案。小説や作家別のガイドブックが年配利用者のニーズに合った様子で貸し出しが伸びた。総合図書館の本を定期的に紹介することで喜ばれている。
				42	
	みんな大好き♪ カレーVSラーメン	12/23(土)～ 3/31(日)	○	72 3月終了	料理の本だけでなく歴史や小説も含め、貸出を促す。展示の飾りに目を止め閲覧する姿が増えている。
北部	みんな大好き♪ カレーVSラーメン	10/11(水)～ 12/19(火)	-	72	料理の本だけでなく歴史や小説も含め、貸出を促す。展示の飾りのインパクトもあり、家族連れが利用し貸出が伸びた。総合の本の展示が浸透してきて毎回貸出数が増加している。
				45	
	ブックガイド！ 新しい本との出会い	12/23(土)～ 3/31(日)	○	100 3月終了	小説や作家、絵本などを紹介するガイドブックと、掲載されている本の一部を集めて展示し、新しい本との出会いを後押しする。

＝令和5年度総合図書館事業実績／予定（1月～）＝

I. 寒川総合図書館

1. 図書館行事

（1）展示

区分	展示名	期間	新規	継続	目的・内容
企画展示	ココロとカラダをととのえる	1/4(木)～ 3/31(日)	○		酷暑や忙しい年末年始の疲れが蓄積されている頃に合わせ、疲労回復のきっかけになるような本を展示する。食べ物や人生訓、スポーツなど多岐にわたって展示することにより貸出増を目指す。
YA	#ちょこっと美術のつぼ	10/6(金)～ 1/9(火)		○	絵画だけでなくイラストや漫画、絵本など様々なジャンルの美術関連書籍を展示する。身近なものから中高校生の興味を引き、専門書も含めた資料の貸出促進を図る。
YAミニ	いとをかし POP'nだ～なくん第18号コラボ展示	12/5(火)～ 2/4(日)		○	2024年の大河ドラマの主人公・紫式部にちなみ、平安時代の歴史や和歌などを展示し、日本の古典文学に興味を持ってもらうとともに貸出促進を図る。
絵本 小規模 企画	絵本でおなかいっぱい	12/23(土)～ 1/11(木)		○	年末年始の特別な食べ物の絵本を展示することで、季節を感じてもらい貸出促進を図る。
	いくつのえほん	1/13(土)～ 2/8(木)		○	冊子「いくつのえほん」に掲載されている絵本を中心に絵本選びの参考になる展示を行い貸出促進を図る。（NIPPAN発行の冊子を配布する）
CD	落語 笑う門には福来る	12/16(土) ～ 2/14(水)		○	冬におすすめの落語や寄席の気分を味わえるような出囃子のCDなど、年末年始に関心が集まるとされる展示を行い貸出促進を図る。
複合	ひと棚図書館	12/2(土)～ 1/31(水)		○	スペースを12に分け、それぞれに異なるテーマで展示を行い幅広い層に興味を持ってもらい貸出に繋げる。図書館まわりの企画として、ジュニア司書9名も参加しひとつの棚を担当する。
児童展示 ①	つくるって楽しい♪	1/4(木)～ 2/29(木)		○	子どもが好きな「つくる」を特集し、工作や手芸、料理、折り紙など「つくる」をサポートする本を展示することで貸出を促す。
児童展示 ②	スタッフおすすめ！ むかしばなしの紙芝居	12/14(木)～ 2/13(火)		○	タイトルが見づらく探しにくい紙芝居を面出しで展示することにより、新しい紙芝居との出会いを提案し貸出促進を図る。年末年始に幅広い世代が集まる機会が多くなり、関心が高まるとされる昔話を特集する。
その他	新春図書館福袋	1/4(木)～ 1/6(土)		○	テーマにそった本を2冊セットにし、中身が分からないように包装して貸し出す。大人用子ども用合わせて72袋用意。千支の手作りしおり付き。福袋の準備にはジュニア司書も参加する。
	備えよう自然災害	1/4(木)～ 3/24(日)		○	防災意識の高まる3・11へ向けて自然災害への備えを促す資料を展示する。関連資料の書棚の案内を掲示し、2階の書架へ誘導する。展示に関心を集める為、展示コーナーに防災専門図書館で配布している『防災いろはかるた』を掲示する。

（2）おはなし会

名称	実施日	場所	参加人数、内容
おひぎにだっこのおはなし会 (0才から2才の赤ちゃん向け)	1/7(日) 11:00～11:20	3階 会議室	予約制8組 絵本の読み聞かせと、わらべうたや手遊び
	1/24(水) 11:00～11:20		
土曜日おはなし会 (幼児、小学生向け)	1/6(土) 11:00～11:20	1階 児童 コーナー	当日自由参加(立ち見可能) 絵本、紙芝居の読み聞かせ
	1/13(土) 11:00～11:20		
	1/20(土) 11:00～11:20		
	1/27(土) 11:00～11:20		

(3) その他

さむかわジュニア司書活動 (3～5期生)	1/13(土) 10:00～11:30	1月27日に行う土曜日おはなし会に向けて、読み聞かせの講習と当日読む絵本の選書・練習を行う。
	1/27(土) 10:20～11:45	土曜日おはなし会に読み手として参加し、おはなし会を運営する。
図書館コンサート 『箏のしらべ』	1/20(土) 14:00～15:00	旭が丘中学校邦楽部による箏の演奏を行う。中学生に発表の場を提供し、図書館に足を運ぶことで図書館にも興味を持ってもらう。今年により参加しやすいよう昼間の時間に学習室を使って行う。募集:50名(学校連携事業)

2. 施設見学

図書館たんけん	1/17(水) 9:30～11:00	一之宮小学校(2クラス) 図書館・文書館を見学し、図書館の利用方法などを学ぶ。貸出体験あり。
---------	-----------------------	---

Ⅱ. 分室

(1) 展示

区分	展示名	期間	新規	継続	目的・内容
南部	みんな大好き ♪ カレーVSラーメン	12/23(土)～ 3/31(日)		○	カレーとラーメンに関する展示。料理の本だけでなく歴史や小説などを含めた関連書籍を展示する。
北部	ブックガイド！新しい本との出会い	12/23(土)～ 3/31(日)		○	小説や作家、絵本などを紹介するガイドブックと、掲載されている本の一部を集めて展示し、新しい本との出会いを後押しする。

議案第 1 号

寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり提案する。

令和 6 年 1 月 19 日提出

寒川町教育委員会

教育長 大 川 勝 徳

提案理由

学校運営協議会が全校設置されたことに伴い、所要の措置を講ずるため寒川町教育委員会教育長事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 8 号の規定に基づき提案する。

(案)

寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和6年1月 日

寒川町教育委員会

教育長 大 川 勝 徳

(案)

寒川町教育委員会規則第 号

寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成13年寒川町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第25条を削る。

第6章中第26条を第25条とする。

第27条（見出しを含む。）中「き損」を「毀損」に改め、同条を第26条とし、第28条を第27条とし、第29条を第28条とし、第30条を第29条とする。

第7章中第31条を第30条とし、第32条を第31条とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～略～ <u>(学校評議員)</u>	～略～ (削る)
<u>第25条</u> 学校運営協議会を設置していない学校に、学校評議員を置くことができる。	
<u>2</u> 学校評議員は、校長の求めに応じ教育活動の実施、学校と地域社会の連携など学校の運営に関し意見を述べることを <u>できる。</u>	
<u>3</u> 学校評議員は、教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、当該学校の校長の推薦により教育委員会が委嘱する。	
<u>4</u> 学校評議員の組織、運営等については、別に定める。 (施設等の管理)	
<u>第26条</u> (略)	<u>第25条</u> (略)
2・3 (略) (施設等の滅失、 <u>き損</u>)	2・3 (略) (施設等の滅失、 <u>毀損</u>)
<u>第27条</u> 校長は、学校の施設又は設備の全部又は一部が滅失又は <u>き損</u> したときは、速やかに教育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。	<u>第26条</u> 校長は、学校の施設又は設備の全部又は一部が滅失又は <u>毀損</u> したときは、速やかに教育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。
<u>第28条～第32条</u> (略)	<u>第27条～第31条</u> (略)
～略～	～略～
	<u>附 則</u> この規則は、令和6年4月1日から施行する。

○寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則

平成13年3月28日教育委員会規則第2号

改正

平成14年1月18日教育委員会規則第1号

平成14年2月22日教育委員会規則第2号

平成15年3月26日教育委員会規則第3号

平成16年1月23日教育委員会規則第1号

平成17年12月22日教育委員会規則第7号

平成20年3月24日教育委員会規則第2号

平成20年5月28日教育委員会規則第5号

平成23年3月25日教育委員会規則第2号

平成28年2月22日教育委員会規則第2号

平成31年4月26日教育委員会規則第2号

令和元年12月23日教育委員会規則第1号

令和3年10月21日教育委員会規則第4号

令和 年 月 日教育委員会規則第 号

寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項の規定に基づき、寒川町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の円滑かつ適正な学校運営に資するために管理運営の基本的事項を定めるものとする。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第2条 学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の3学期とする。

(1) 第1学期 4月1日から7月31日まで

(2) 第2学期 8月1日から12月31日まで

- (3) 第3学期 翌年1月1日から3月31日まで
(休業日)

第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 土曜日
- (4) 学年始休業日 4月1日から4月4日まで
- (5) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (6) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- (7) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、校長は、あらかじめ寒川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、同項第4号から第7号までに規定する休業日を学校運営に必要な限度において変更することができる。

(振替授業)

第4条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、授業日と休業日を又は休業日と授業日をそれぞれ振り替えることができる。

- (1) 運動会、文化祭等恒例の学校行事を行う場合
- (2) 教育委員会の承認を受けた場合

2 前項第1号の理由により、授業日と休業日又は休業日と授業日を振り替える場合は、実施日の7日前までに文書により教育委員会に報告しなければならない。

(臨時休業)

第5条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に授業を行わないことができる。

- (1) 非常変災その他急迫の事情がある場合
- (2) 教育委員会の承認を受けた場合

2 前項第1号の理由により授業を行わないときは、直ちにその事情を教育委員会に連絡するとともに、文書をもつて報告しなければならない。

(登下校時刻の変更)

第6条 校長は、台風、水害などの自然災害その他急迫な事情により児童生徒の登下校時刻を変更するときは、速やかに教育委員会に連絡するとともに、文書により教育委員会

に報告しなければならない。

第3章 教育活動

(教育課程の編成)

第7条 学校の教育課程は、学習指導要領の基準により校長が編成する。

2 校長は、前項の教育課程を編成したときは、学年開始後、速やかに次の事項を教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間及び外国語活動の時間の学年別授業時数
- (2) 学年、学級編制及び在籍児童生徒数
- (3) 学級担任、教科担任及び校務分掌一覧
- (4) 年間行事予定

(校外行事)

第8条 教育活動の一環として行う社会見学、修学旅行、キャンプその他の校外行事は、その安全性、経費等を考慮しなければならない。

2 校長は、前項の校外行事を実施するときは、教育委員会の定めるところにより、教育委員会に届出又はその承認を受けるものとする。

- (1) 宿泊を伴う校外行事は、実施日の2週間前までに教育委員会の承認を得なければならない。また、実施終了後7日以内に教育委員会に結果を報告しなければならない。
- (2) 宿泊を伴わない校外行事は、実施日の1週間前までに教育委員会に届け出なければならない。

(出席停止)

第9条 校長は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定による出席停止が必要と認めた児童生徒があるときは、速やかにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による報告に基づき出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、出席停止の理由及び期間を記載した文書を保護者に交付しなければならない。

3 校長は、出席停止を命じられた児童生徒に対する個別指導計画を速やかに作成し、教育委員会に報告しなければならない。

第4章 教材の取扱い

(教材の選定)

第10条 校長は、学校において教科書（教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条に規定する教科書をいう。以下同じ。）以外の教材（以下「教材」という。）を使用するに当たっては、適切と認めたものを選定するものとする。

2 教材の選定に当たっては、児童生徒の保護者の経済的負担について、特に考慮しなければならない。

(準教科書の承認)

第11条 校長は、教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教科用図書（以下「準教科書」という。）については、教育委員会の承認を求めなければならない。

(教材の届出)

第12条 校長は、学年若しくは学級全員又は特定の集団全員の教材として、次の各号に掲げるものを計画的、継続的に使用しようとするときは、教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 教科書又は準教科書と併せて使用する副読本
- (2) 各種学習帳の類

第5章 組織編成等

(分掌組織)

第13条 校長は、調和のとれた学校運営が行われるよう校務を分掌する組織を定めるものとする。

2 前項の組織には、次に掲げる事項を分掌する組織（以下「グループ」という。）を置く（第4号に係るグループにあつては学校運営上必要があると認める学校に限る。）ものとする。

- (1) 教務、地域との連携等に関する事項
- (2) 生徒指導、生徒の進路指導、児童生徒の健康等に関する事項
- (3) 情報管理その他の総務に関する事項
- (4) 学年の教育活動に関する事項

3 校長は、前項の規定によりグループを置く場合にあつては、2以上の事項を一のグループにおいて分掌させ、又は一の事項を2以上のグループにおいて分掌させることができる。

- 4 グループを統括する者は、次条第1項に規定する総括教諭をもつて充てる。
- 5 校長は、グループが分掌する事項、グループに配置される総括教諭の氏名その他のグループに関する事項を学年開始後速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(総括教諭)

第14条 学校に総括教諭を置き、主幹教諭をもつて充てる。ただし、特別の事情がある場合には、総括教諭を置かないことができる。

- 2 総括教諭は、教諭、養護教諭又は栄養教諭のうちから神奈川県教育委員会が任命する。
- 3 総括教諭は、児童生徒の教育、養護又は栄養の指導及び管理をつかさどり、校長の監督を受け、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 校長及び教頭の学校運営の補佐に関すること。
 - (2) グループの統括に関すること。
 - (3) 教諭等の職務遂行能力の向上に関すること。
- 4 教育委員会は、前項各号に掲げるもののほか、総括教諭に特定の職務を行わせることができる。

(教科等の担当職員)

第15条 校長は、教科又は学級を担当する職員その他の校務を担当する職員を決定するものとする。

- 2 校長は、前項の規定により、職員を決定したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(司書教諭)

第16条 学級の数が12以上の学校に、司書教諭を置くものとする。

- 2 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館に関する専門的事項を処理する。
- 3 司書教諭は、司書教諭の講習を修了した教諭をもつて充てるものとし、校長が決定するものとする。
- 4 校長は、前項の規定により、司書教諭を決定したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(学校事務職員等)

第17条 学校に次の表の左欄に掲げる職を置くことができる。その職務は、校長の監督を受け、当該右欄に定めるとおりとする。

職	職務
学校栄養主査	学校給食の栄養に関する専門的事項を掌理する
学校栄養主任技師	学校給食の栄養に関する専門的事項を処理する
学校栄養技師	学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる
事務主幹	学校事務を処理し、及び特に重要な特定の学校事務を掌理する
総括事務主査	学校事務を処理し、及び重要な特定の学校事務を掌理する
事務主査	学校事務を処理し、及び特定の学校事務を掌理する
主任事務主事	学校事務を処理する
事務主事	学校事務をつかさどる

(栄養士又は管理栄養士)

第18条 学校に栄養士又は管理栄養士を置くことができる。

2 栄養士又は管理栄養士は、校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項に従事する。

(用務員)

第19条 学校に用務員を置くことができる。

2 用務員は、次表に掲げる職とし、その職務は、校長の監督を受け、同表の当該右欄に定めるとおりとする。

職	職務
学校用務員	学校の労務をつかさどる
調理員	学校給食の調理をつかさどる
施設作業員	校舎及び周辺の施設維持営繕をつかさどる

(特別非常勤講師)

第20条 学校に特別非常勤講師を置くことができる。

(職の発令)

第21条 第14条及び第17条から前条までの規定により設けられた職は、任命権者が命ずる。ただし、第14条の規定により設けられた職は、教諭又は養護教諭のうちから、第17条及び第18条の規定により設けられた職は、学校栄養職員又は事務職員のうちから命ずるものとする。

(休暇)

第22条 職員（校長を含む。以下同じ。）の休暇（無給休暇を除く。）の承認又は届出の受理については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 校長の休暇が3日を超える場合は、教育長が行う。
- (2) 学校の業務の正常な運営に支障をきたすおそれのある場合は、教育委員会の意見をきいて、校長が行う。
- (3) 前2号以外の場合は、校長が行う。

(出張)

第23条 職員の出張は、校長が命ずる。ただし、その日数が5日を超える場合は、あらかじめ教育長の指示を受けなければならない。

- 2 校長の宿泊を要する出張は、前項の規定にかかわらず、教育長が命ずる。

(企画会議)

第23条の2 学校に、企画会議を置く。ただし、特別の事情がある場合には、企画会議を置かないことができる。

- 2 企画会議は、校長が招集し、主宰する。
- 3 企画会議においては、校長がつかさどる校務を補助するため、学校運営上の重要事項に関する企画立案等を行う。
- 4 企画会議は、校長、教頭、第14条第3項各号に掲げる職務を行う総括教諭及び校長が必要と認める者により構成する。
- 5 前各項に規定するもののほか、企画会議について必要な事項は、校長が定める。

(職員会議)

第24条 学校に校長の職務の円滑な執行を補助するため職員会議を置く。

- 2 職員会議は、校長が招集し、主宰する。
- 3 職員会議においては、学校の運営方針、教育活動その他の校務に関する事項のうち校

長が必要と認めるものについて、校長の指示伝達、職員からの意見聴取、職員相互の意見交換等を行う。

- 4 前3項に規定するもののほか、職員会議について必要な事項は、校長が定める。

第6章 施設、設備等の管理

(施設等の管理)

第25条 校長は、学校の施設及び設備（備品を含む。以下同じ。）の管理を総括し、その整備保全に努めなければならない。

- 2 施設及び設備の管理の分担は、校長が定める。

- 3 前2項に規定するもののほか、施設及び設備の使用、保全等については、教育委員会が定める。

(施設等の滅失、毀損)

第26条 校長は、学校の施設又は設備の全部又は一部が滅失又は毀損したときは、速やかに教育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。

(施設等の目的外利用)

第27条 学校の施設等の目的外利用については、教育委員会が別に定める。

(防災の計画)

第28条 校長は、年度の初めに学校の防災の計画を作成し、教育委員会に報告しなければならない。

(宿日直等)

第29条 校長は、学校の施設、設備、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び校内の監視のため、教育委員会が雇用した職員に宿日直を命じ、又は教育委員会が定めるところにより、当該職員に代えて警備を委託することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、校長は、非常変災その他急迫な事情への対処等特定の目的のため、所属職員に宿日直を命ずることができる。

第7章 雑則

(事故の報告)

第30条 校長は、職員又は児童生徒に関し重要と認められる事故が発生した場合は、直ちにその事情を教育委員会に連絡するとともに、文書をもつて、その詳細を報告しなければならない。

(実施規定)

第31条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び寒川町立学校組織規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年教育委員会規則第1号）

(2) 寒川町立学校組織規則（昭和41年教育委員会規則第2号）

(経過措置)

3 廃止前の寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の規定に基づく行為は、この規則に基づいてなされたものとみなす。

附 則（平成14年1月18日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年2月22日教委規則第2号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月26日教委規則第3号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年1月23日教委規則第1号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月22日教委規則第7号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日教委規則第2号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月28日教委規則第5号）

この規則は、平成20年5月28日から施行する。

附 則（平成23年3月25日教委規則第2号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月22日教委規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日教委規則第2号）

この規則は、令和元年5月6日から施行する。

附 則（令和元年12月23日教委規則第1号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中第13条第4項の改正規定及び第2条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年10月21日教育委員会規則第4号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和 年 月 日教育委員会規則第 号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 2 号

寒川町学校運営協議会規則の一部改正について

寒川町学校運営協議会規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり提案する。

令和 6 年 1 月 19 日 提出

寒川町教育委員会

教育長 大 川 勝 徳

提案理由

学校運営協議会が全校設置されたことに伴い、所要の措置を講ずるため寒川町教育委員会教育長事務委任等に関する規則第2条第1項第8号の規定に基づき提案する。

(案)

寒川町学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月 日

寒川町教育委員会

教育長 大 川 勝 徳

(案)

寒川町教委規則第 号

寒川町学校運営協議会規則の一部を改正する規則

寒川町学校運営協議会規則（平成31年寒川町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の6第1項」を「第47条の5第1項、第4項及び第10項」に改める。

第2条第1項中「ことができる」を削り、同条第2項を削る。

第3条、第4条、第5条第1項第2号から第5号まで及び第2項並びに第11条中「対象」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

寒川町学校運営協議会規則新旧対照表（案）

現行	改正案
（趣旨） 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第47条の6第1項</u>_____の規定に基づき、寒川町学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。 （設置） 第2条 教育委員会は、町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に協議会を設置する<u>ことができる</u>。 2 <u>教育委員会は、前項の規定により協議会を設置しようとするときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長及び学校評議員の意向を踏まえて決定し、当該対象学校に対して通知するものとする。</u> （基本方針の承認等） 第3条 <u>対象学校</u>の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、<u>対象学校</u>の協議会の承認を得るものとする。 （1）～（3） （略） 2 <u>対象学校</u>の校長は、前項の規定により承認された基本的方針に基づき、学校運営を行うものとする。 3 協議会は、<u>対象学校</u>の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。 4 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ<u>対象学校</u>の校長の意見を聴くものとする。 （学校運営状況の評価） 第4条 協議会は、当該<u>対象学校</u>の運営状況について毎年度1回以上評価を行うも	（趣旨） 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第47条の5第1項、第4項及び第10項</u>の規定に基づき、寒川町学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。 （設置） 第2条 教育委員会は、町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に協議会を設置する_____。 （削る） （基本方針の承認等） 第3条 _____学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、_____学校の協議会の承認を得るものとする。 （1）～（3） （略） 2 _____学校の校長は、前項の規定により承認された基本的方針に基づき、学校運営を行うものとする。 3 協議会は、_____学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べるることができる。 4 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ_____学校の校長の意見を聴くものとする。 （学校運営状況の評価） 第4条 協議会は、当該_____学校の運営状況について毎年度1回以上評価を行うも

のとする。

（委員の構成等）

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

（1）（略）

（2）当該対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

（3）当該対象学校の学区内に居住する住民

（4）当該対象学校の校長

（5）当該対象学校の教職員

（6）（略）

2 教育委員会は、対象学校の校長から推薦があったときは、前項の規定による委員の委嘱又は任命について、これを尊重する。

3・4 （略）

（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）

第11条 教育委員会は、協議会の運営状況について把握し、必要に応じて協議及び助言を行うとともに、協議会の運営が適性を欠くことによって対象学校の運営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合は、協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう、委員に対して必要な情報提供に努めるものとする。

～略～

のとする。

（委員の構成等）

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

（1）（略）

（2）当該____学校に在籍する児童又は生徒の保護者

（3）当該____学校の学区内に居住する住民

（4）当該____学校の校長

（5）当該____学校の教職員

（6）（略）

2 教育委員会は、____学校の校長から推薦があったときは、前項の規定による委員の委嘱又は任命について、これを尊重する。

3・4 （略）

（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）

第11条 教育委員会は、協議会の運営状況について把握し、必要に応じて協議及び助言を行うとともに、協議会の運営が適性を欠くことによって____学校の運営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合は、協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び____学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう、委員に対して必要な情報提供に努めるものとする。

～略～

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

○寒川町学校運営協議会規則（案）

平成31年2月13日教育委員会規則第1号

改正

平成31年4月26日教育委員会規則第3号

令和 年 月 日教育委員会規則第 号

寒川町学校運営協議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第1項、第4項及び第10項の規定に基づき、寒川町学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 教育委員会は、町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に協議会を設置する。

（基本方針の承認等）

第3条 学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、学校の協議会の承認を得るものとする。

- （1） 学校経営に関すること。
- （2） 教育課程の編成に関すること。
- （3） その他教育委員会が必要と認める事項

2 学校の校長は、前項の規定により承認された基本的方針に基づき、学校運営を行うものとする。

3 協議会は、学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

4 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ学校の校長の意見を聴くものとする。

（学校運営状況の評価）

第4条 協議会は、当該学校の運営状況について毎年度1回以上評価を行うものとする。

（委員の構成等）

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、15人以内とし、次に掲げる者のう

ちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 当該学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 当該学校の学区内に居住する住民
- (4) 当該学校の校長
- (5) 当該学校の教職員
- (6) 前各号のほか教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、学校の校長から推薦があったときは、前項の規定による委員の委嘱又は任命について、これを尊重する。

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員（第5条第1項第4号及び第5号に掲げる委員を除く。以下同じ。）の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

第9条 会議は、公開とする。ただし、会長又は委員の発議により、出席委員の過半数以上で議決したときは、これを公開しないことができる。

(研修等)

第10条 教育委員会は、協議会及び委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、委員に対して必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第11条 教育委員会は、協議会の運営状況について把握し、必要に応じて協議及び助言を行うとともに、協議会の運営が適性を欠くことによって学校の運営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合は、協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう、委員に対して必要な情報提供に努めるものとする。

(委員の解任)

第12条 教育委員会は、委員本人から辞任の申出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第6条の規定に反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) その他解任に相当する事由が認められるとき。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月26日教委規則第3号)

この規則は、平成31年5月6日から施行する。

附 則 (令和 年 月 日教委規則第 号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。